## 第2期鳥取県営鳥取空港特定運営事業等 募集要項等(令和7年3月19日改訂版) 新旧対照表

No	公募書類	ページ番号	該当箇所	新	В
		(新)		令和7年3月19日改訂版	
1	募集要項	25	イ- (ア) -a	県は、I-2(4)に規定する事業範囲のうち、次表の事業を県自ら実施した場合に係る管理運営費から本事業によるコスト削減額の一部を減算した額を基準費用、当該事業を県自ら実施した場合に見込まれる収入を基準収入として算出し、基準費用から基準収入を減算した金額(1事業年度あたり5億9,185万円、当初の事業期間(20年間)合計で118億3,700万円)を基本支援の上限額(以下「基本支援上限額」という。)として定め、応募者	県は、I-2(4)に規定する事業範囲のうち、次表の事業を県自ら実施した場合に係る管理運営費から本事業によるコスト削減額の一部を減算した額を基準費用、当該事業を県自ら実施した場合に見込まれる収入を基準収入として算出し、基準費用から基準収入を減算した金額(1事業年度あたり5億9,185万円、当初の事業期間(20年間)合計で118億3,700万円)を基本支援の上限額(以下「基本支援上限額」という。)として定め、応募者は基本支援上限額の範囲内で基本支援の額を提案しなければならない32。ただし、基本支援上限額には、国庫補助等事業及び予定価格7,000万円以上の不動産又は動産の買入れに係る費用を含まない。
2	募集要項	59		空港用地等のうち空港用地(県有地)、空港展望所用地、臨時駐車場用地、イメージアップ象形物周辺用地(県有地)及び太陽光発電事業用地(県有地)は、地方自治法第238条第1項に規定する県の所有に属する公有財産であり、財産の分類としては同法第238条第4項に規定する行政財産又は普通財産にあたる。	プ象形物周辺用地(県有地)及び太陽光発電事業用地(県有地)は、地方自治法第
3	優先交渉権者選定基準	19	二次審査 F)-F1	,	「記載上の留意点」1点目 ・基本支援上限額(1事業年度あたり5億9,185万円、当初の事業期間(20年間)合計で118億3,700万円、いずれも消費税及び地方消費税を含まない金額)の範囲内で基本支援提案額を提案すること。

No		ページ番号	該当箇所	新	旧
		(新)		令和7年3月19日改訂版	令和7年2月版
4	優先交渉権者選定基準	20	運営に関す	基本支援上限額 <u>・1事業年度あたり5億9,185万円</u> <u>・当初の事業期間(20年間)合計118億3,700万円</u>	基本支援上限額 ●●百万円
5	様式集及び記載要領	80	1	「第2期鳥取県営鳥取空港特定運営事業等」の募集要項等を熟読し、本事業における運営 交付金の内容及びその他の項目を十分に理解したうえで、運営交付金の基本支援額として次 の金額を提案します。	